

2026 年度 いじめ防止基本方針



【稲荷二小スローガン】

- 「い」 違和感を見逃さず
- 「な」 悩みを共有 組織で対応
- 「り」 理解を深める 子どもの心
- 「に」 二度と繰り返さない 全員の力で

【令和7年度 児童による全校スローガン】

支え合い 気持ちを伝え楽しい明日をつくっていこう！

水戸市立稲荷第二小学校

(2026 年 4 月 1 日改定)

<目 次>

- I いじめ問題に関する基本的な考え方
 - 1 はじめに
 - 2 いじめの定義
 - 3 いじめに対する基本的認識事項
 - 4 児童生徒の責務
- II いじめ防止対策の組織
 - 1 いじめ防止対策委員会の構成員
 - 2 役割
 - 3 いじめを発見したら・兆候を認識したら（いじめ防止対策委員会の位置付け）
- III いじめの未然防止の取組
 - 1 基本的な考え方
 - 2 いじめ防止のための年間計画の作成
 - 3 未然防止に向けた取組
- IV いじめの早期発見のために
 - 1 基本的な考え方
 - 2 早期発見のための取組
 - 3 日々のいじめ防止に向けた流れ
- V いじめの早期対応について
 - 1 基本的な考え方
 - 2 早期対応の方針
 - 3 いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携
 - 4 いじめが発生したら（対応の流れ）
- VI いじめの早期解消に向けて
 - 1 基本的な考え方
 - 2 解消に向けた取組
- VII 家庭における役割
- VIII 重大事態への対応
 - 1 重大事態の基本的な考え方
 - 2 重大事態の定義
 - 3 重大事態 対応フロー図
- IX 資料
 - 1 稲荷第二小学校「いじめ防止対策委員会」組織図
 - 2 いじめ問題への対応の流れ（一次対応から三次対応まで）
 - 3 いじめ問題の理解
 - （1）いじめの様態
 - （2）いじめの構造
 - 4 未然防止・早期発見につながる視点（チェックリスト）
 - （1）いじめ発見チェックリスト
 - （2）児童を視る具体的な視点
 - （3）教師自らを振り返る視点
 - 5 いじめ防止対策推進法（概要）

I いじめ問題に関する基本的な考え方

1 はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがある「人間として絶対に許されない」行為です。

いじめの問題は、学校が一丸となって組織的に取り組む課題であり、家庭、地域、及び関係機関等の協力を得ながら対応することが必要です。また、いじめの問題の解決には、児童に「いじめを絶対に許さない」という意識と態度を育てることが大切です。

本校は、学校教育目標である「役に立つ喜びを知る子」の育成を目指し、いじめを生まない環境を築くとともに、すべての児童が楽しく、安全な学校生活を送ることができるよう教育活動を推進します。そのために、全教職員がいじめの問題に対する意識を高め、「いじめはどの学級、どの児童にも起こり得る」という共通認識のもと、組織的にいじめの未然防止、早期発見・早期対応に全力で取り組んで参ります。

2 いじめの定義

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

なお、いじめの発生場所は、学校の内外を問わない。

（「いじめ防止対策推進法」〔以下「法」という〕第2条第1項から）

3 いじめに対する基本的認識

教職員は、いじめに関する問題には、次のような特質があることを十分に認識して、的確に取り組む必要がある。

- (1) いじめは、いかなる理由があるとも許されない。
- (2) いじめは、人権を著しく侵害し、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。
- (3) いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの児童にも起こり得るものである。
- (4) いじめの場に居合わせる「観衆」「傍観者」も、いじめを助長する存在である。
- (5) いじめは、大人の目の届かないところで起こることが多く、発見しにくい。
- (6) いじめられている側にも責任があるという認識は間違いである。
- (7) いじめられている児童を確認したときは、その児童の立場に立ち、絶対に守り通すという意識で児童に寄り添う。
- (8) いじめている児童に対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- (9) いじめはその行為の態様により、犯罪行為として取り扱われる場合もある。
- (10) 日頃から、保護者との信頼関係を大切に、地域や専門機関との連携協力に努める。

4 児童生徒の責務【「茨城県いじめの根絶を目指す条例」条例第4条、15条より】

- (1) いじめをしてはいけません。
- (2) いじめをされたり、いじめを見たり、聞いたりしたら、相談をする。
- (3) 困ったことがあったら、一人で抱え込まずに、信頼できる大人に相談する。

II いじめ防止対策の組織

いじめ問題への組織的な取組を推進するために、稲荷第二小学校いじめ防止対策委員会（以下「いじめ防止対策委員会」）を設置する。教職員全員で共通理解を図り、いじめ対策に基づく取組の実施における中核として位置付け、学校全体で総合的ないじめ防止対策を行う。

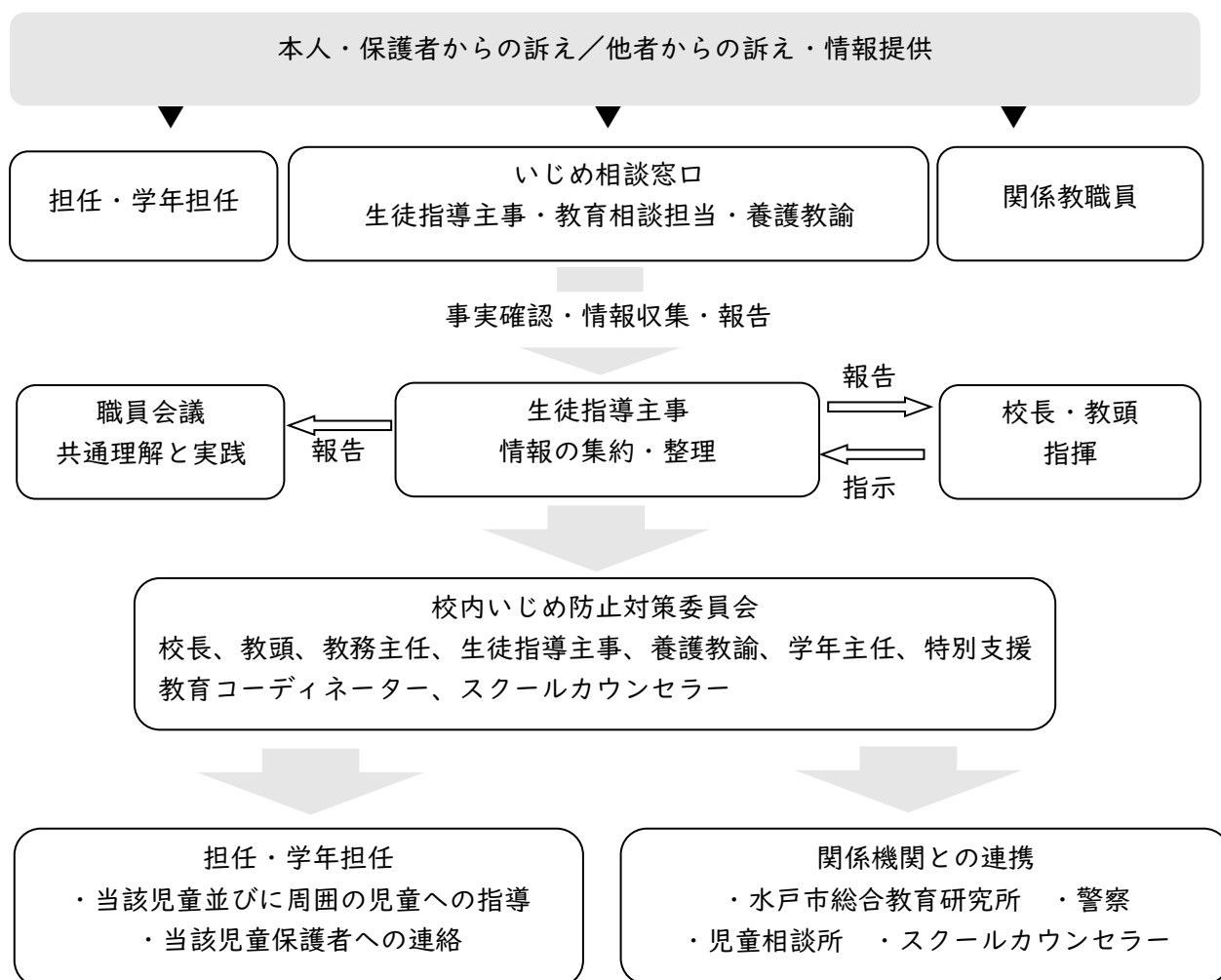
1 いじめ防止対策委員会の構成員

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、学年主任、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー

2 役割

- ・ いじめ防止基本方針の点検と RPDCA サイクルによる見直し
- ・ いじめ防止のための年間計画の作成と実践
- ・ いじめ防止対策委員会の実施（定例会：月1回 臨時：いじめを認知した当日）
- ・ いじめに関する相談・通報の窓口（オンライン相談窓口や相談ポストの運営・管理）
- ・ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有（記録システムの管理）
- ・ いじめを認知した際の情報の迅速な共有、指導や支援体制・対応方針の決定
- ・ 相談や通報、指導の経過等や、会議の記録、整理・保管（5年後の年度末まで）

3 いじめを発見したら・兆候を認識したら（いじめ防止対策委員会の位置付け）



Ⅲ いじめの未然防止の取組

1 基本的な考え方

いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうることを踏まえ、児童をいじめに向かわせないための未然防止に全職員で取り組む。

2 いじめ防止のための年間計画の作成

月	学校行事等	いじめに係る取組内容	いじめ防止対策委員会
通年		学校生活アンケートの実施（毎月報告） ファシリテーションタイムの実施（毎週月曜）	☐ 定例会実施（月始め） ☐ いじめ発生時の対応
4	職員会議・校内研修 授業参観・PTA 総会・懇談会 家庭確認（希望面談） 児童集会（迎える会） 学校運営協議会①	いじめ防止基本方針の確認 いじめ対策に係る共通理解 対面での児童の情報交換、指導記録の引継ぎ 学級開き、学級ルール（目標）づくり いじめ防止基本方針に関する学校説明 いじめに関わる情報収集 異年齢交流による人間関係づくり いじめ防止基本方針に関する学校説明	☐ 組織編制、役割確認 ☐ 未然防止の検討、各防止策の実施期間確認 ☐ 校内研修の計画立案
5	校内研修 Hyper-QU 実施① ※3～6年 教職員面談①	生徒指導上配慮を要する児童の情報交換 児童及び学級の実態把握 いじめに関わる教職員の課題確認	☐ 配慮を要する児童への対応検証
6	授業参観 学校運営協議会②	道徳授業実践 人権教室・人権意識啓発活動	☐ 未然防止策の進捗状況の確認
7	教育相談①（全児童） 学校評価①	いじめに関わる情報収集 いじめ防止基本方針に係る取組を評価	☐ いじめに係る学校評価の中間点検
8	校内研修	スクールカウンセラーによる研修 特別支援教育に関する研修	
9	校内研修	不登校に関する研修	
10	校内研修 Hyper-QU 実施① ※3～6年 宿泊学習 校外学習・遠足 教職員面談②	前期いじめ発生状況の確認と対応について検討 児童及び学級の実態把握（1回目との変容） 行事を通じた良好な人間関係作り いじめに関わる取組状況について確認	☐ いじめ防止に係る取組状況の確認
11	いじめゼロ集会 人権教室（3年） 校内研修	いじめ防止に向けた全校児童対象の取組 人権意識の涵養 性的マイノリティに関する研修	
12	教育相談②（全児童） 授業参観 学校運営協議会③ 学校評価②	いじめに関わる情報収集 学校評価の中間点検の状況報告、意見交換 いじめ防止基本方針に係る取組を評価	☐ 結果分析と改善策検討
1	教職員面談③	いじめに関わる教職員の取組について評価	
2	授業参観 学校運営協議会④ 校内研修	学校評価の結果報告、意見交換 市生徒指導研修会内容の伝達 いじめ防止基本方針変更案への意見交換	☐ 今年度の取組の評価と課題 ☐ いじめ防止基本方針変更案の作成
3	校内研修 職員会議	いじめ防止基本方針変更案決定 幼児教育施設・中学校との情報交換・連携 記録整理、次年度への引継ぎ情報の作成	☐ いじめ防止基本方針の変更 ☐ 次年度年間計画作成

3 未然防止に向けた取組

【教職員の資質向上に向けた取組】

- 1 全職員によるいじめ防止基本方針の共通理解（年度始め）
- 2 児童の実態把握と特性を踏まえた適切な指導（障害のある児童、海外から帰国した児童や外国人の児童、性的マイノリティ、災害により被災した児童等の家庭との連携と周囲の児童に対する必要な指導）
- 3 生徒指導の視点をおさえた集団づくり・授業づくり（相互参観の実施）
 - ・「学校生活アンケート」に加え、QUテストなどのアセスメントツールを年2回実施し、学級集団の状態や児童の意欲を客観的に把握して指導に活かす。
- 4 共感的な人間関係の育成（ファシリテーションタイム）
- 5 校内研修の充実（不適切な指導の未然防止 SCや特別支援学校教諭講師による児童理解）
- 6 保護者・地域との連携（ホームページや学校だより等での発信、地域行事への参加）

【児童による主体的な取組】

- 1 委員会活動の活性化（あいさつ運動、いじめをなくそう集会等）
- 2 異年齢交流による居場所づくり（縦割り班活動、パワーアップタイム等）
- 3 特別活動の充実（ファシリテーションを活用した学級目標やルールづくり、係活動反省等）
- 4 互いに認め合う場の実践（朝のスピーチ、今日のきらり、授業内のペアワーク等）
- 5 総合的な学習の時間の充実（地域でのマナーや社会のルールを習得できる場の設定）
- 6 情報モラル教育の推進（スマートフォンやSNSを通じたいじめの防止、外部講師者の活用）

Ⅳ いじめの早期発見のために

1 基本的な考え方

いじめの早期発見に関する取組の基本的な考え方は、「いじめはどの子にも、どの学級でも起こり得る」という認識に立ち、大人の目の届かないところで発生し、発見しにくいという特性を全教職員が深く理解することから始まります。教職員は、児童の些細な言動を「いじり」や「ふざけ」として軽視せず、いじめのサインとして敏感に捉え「いじめではないか」と疑いの段階から複数の職員で関わり、積極的に認知する。

2 早期発見のための取組

- 1 多角的な実態把握とサインの察知（水戸市ダッシュボード「こころの健康観察」の活用）
- 2 日常の些細な変化を見逃さない（「いじめ早期発見チェックリスト」等の活用、校内巡視）
- 3 児童が声を上げやすい体制の整備（学校生活アンケート、オンライン相談窓口、相談ポストの活用、スクールカウンセラーによる教育相談）

【校内オンライン相談窓口】

<https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSeolKZ6ZrBkW4Z3PwSFsKcab70LXLEbzUth7jE8BPp4KsqKIA/viewform>

- 4 養護教諭による、保健室利用状況や対人関係の違和感の報告（職員集会時）
- 5 教育相談の充実（二者：長期休業前 年3回、三者：夏季休業中）
- 6 保護者との連携（欠席連絡時の記述、電話連絡・家庭訪問、連絡帳等）
- 7 地域・関係機関との連携（地域行事への参加、関係機関・放課後学級職員等との情報共有）

3 日々のいじめ防止に向けた流れ

- （1）いじめに起因した欠席を見逃さない（児童の実態を正確に把握）
- （2）日々の記録の蓄積（担任による抱え込みの防止、情報の積極的な共有）
- （3）積極的な面談の実施（面談で得た情報は必ず報告し、家庭との連携に努める）

V いじめの早期対応について

1 基本的な考え方

いじめを「人間として絶対に許されない」行為であると定義し、いじめの事実が確定するのを待つのではなく、わずかな「疑い」が生じた段階で迅速かつ組織的に介入し、初期対応の徹底を図る。被害児童を守り通すとともに教育的配慮の下、毅然たる態度で加害児童の指導にあたる。その際、形式的な謝罪や責任を問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

2 早期対応の方針

1 初期対応の徹底

- ・いじめの事実を発見したときは、ただちにいじめをやめさせ、事実関係を明らかにする
- ・いじめの発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、速やかに管理職や「いじめ防止対策委員会」のメンバーに情報を共有し、複数の目で児童を見守る体制を構築する。

2 迅速かつ客観的な事実確認

- ・被害・加害児童および周囲の児童への聴き取りは、児童の人権を尊重しながら慎重かつ迅速に行う。組織として複数の教職員で「いつ、どこで、誰が、誰に、何を、どうしたか」を客観的に聴き取り、詳細な記録を作成する。（5W1Hの整理）

3 被害児童の安全確保と意向の尊重（心の安全の保障）

- ・被害児童を「守り通す」ことを最優先とし、児童から相手への事実確認を望まない意思表示があった場合でも、心の安全を保障した上で、いじめを止めるために毅然とした対応が必要であることを丁寧に説明する。

4 安易な謝罪の禁止

- ・加害児童への指導及び支援とその保護者への助言に努め、その際、加害児童による謝罪のみで解消したと判断しない。

5 学びの継続支援

- ・ICT 端末によるオンライン学習の活用や板書の写真提供など、本人のペースに合わせた学習機会を確保する。また、被害児童が安心して教育を受けられるよう、必要に応じて加害児童が、被害児童が使用する教室以外の場所において学習を行わせるなど、接触を防ぐ措置をとる。

6 保護者への丁寧な情報提供と連携

- ・いじめの起こった事実に基づき、児童やその保護者に説明責任を果たす。その際、学校が主体となって事実関係や指導方針を、適時・適切に報告、説明する。

7 警察・関係機関等との連携

- ・犯罪行為に相当するいじめ（暴力、恐喝、SNS での画像拡散等）や、生命・身体に重大な被害の恐れがある場合は、直ちに所轄警察署に通報・相談する。

3 いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携

- (1) 犯罪に相当する事実を含むいじめ対応において警察との連携を徹底する。
- (2) 警察との日常的な情報共有体制を構築し連携を強化する。
- (3) いじめが犯罪行為に当たると認められる場合、警察への相談・通報を行うことを保護者に周知する。

4 いじめが発生したら（対応の流れ）

（１）事実確認の集約をする・・・いつ、だれが、どのように（５ＷＩＨに留意して記録する）

※役割分担して、個別対応で丁寧に、かつ慎重にして速やかに

- ①詳細な聴き取り（時間・場所・メンバー・様相）
- ②いじめの構造と動機、背景を探る（家庭環境、友人関係など）
- ③周囲の児童や教職員からの聴き取り

※傍観者もいじめ容認者であることを伝える

（２）対応策を明確にする・・・誰に、誰が、何を（教職員の共通理解、共通認識）

- ①いじめられている児童への対応（児童が相談しやすい教職員）
- ②いじている児童への対応（生徒指導主事を中心とし、役割分担をした複数の教職員）
- ③周囲の児童（観衆・傍観者）への対応（学年ブロックや旧担任等役割分担した複数の教職員）
- ④いじめられている児童の保護者への対応（主として担任が担当するが、必要に応じて管理職等、複数の教職員が誠意をもって対応）
- ⑤いじている児童の保護者への対応（対応の実際について事前に協議した上で、担任、生徒指導主事、管理職の複数の教職員が対応）
- ⑥PTA への働きかけ（管理職が対応）
- ⑦市教育委員会への対応（管理職、生徒指導主事が対応）

※犯罪に相当するいじめ行為は警察等と連携を図る。

（３）継続した指導・支援をする・・・関係した児童の事後の様子を継続的に注視

- ①いじめのアフターケア（関係した児童の事後の様子を注視し、寄り添った対応）
- ②関係した児童への教育相談（SC,SSW との連携）
- ③関係した児童の保護者との相談（児童の事後の様子や気になること等について）
- ④臨時保護者会（必要に応じて開催し、いじめ行為の概要や対応方針の説明、根絶に向けた協力依頼等）

Ⅵ いじめの早期解消に向けて

Ⅰ 基本的な考え方

加害者への指導や、謝罪の場の設定のみで、いじめが解消したと判断するのではなく、次のア、イの両方を満たした場合、いじめが解消したと判断する。解消の判断は、必ず本人及び保護者に確認を行う。

【いじめ解消の定義】

ア 被害児童生徒に対する、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも３か月を目安）継続していること。

イ 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

〔法第２条３項の（１）〕

2 解消に向けた取組

- 1 加害児童には、自らの行為の善悪をしっかりと理解させるよう、内省の機会をつくる。
- 2 いじめが完全に解消するまで、少なくとも3か月間は継続的に観察・指導するとともに、生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに警察に通報し、適切に援助を求める。
- 3 保護者とも継続的に連絡を取り合う。
- 4 必要に応じて、ＳＣなどの派遣を要請し、関係する児童の心のケアに努める。
- 5 傍観している児童に対して、いじめは許されない行為であることの理解を促す指導及び相互の関係回復に努める。
- 6 犯罪に相当するいじめの行為に対しては、早期に児童相談所や警察等に相談して協力を求める。
- 7 学級全体が被害児童を嫌悪するようないじめの場合には、被害児童の孤立感を代弁しながら、加害児童を相手の立場に立たせていくような指導を行う。
- 8 同性の仲間集団に見られるグループ間の力関係を誇示するようないじめの場合には、加害児童に自分の行為を客観的に見つめ直すような指導を行う。
- 9 被害児童が仲間集団に拘束されているような場合には、集団内での行為が悪ふざけなのかいじめなのかを区別する必要がある。その場合、加害児童は「責任の回避」や「危害の否定」、「非難する者への非難」などいじめを正当化することがある。当事者だけでなく、それ以外の言動や日頃の観察を通じた指導が必要である。

Ⅶ 家庭における役割

保護者は、子の教育について第一義的責任を有するもの（教育基本法第10条より）であり、我が子がいじめを行うことのないよう、日頃から規範意識を養うための指導、その他の必要な指導を行うよう努めなければならない。そのためにも、家族の一人一人が、いじめに対する正しい認識をもつことが必要である。相手の立場になり物事を考える場を家庭生活の中で積極的に取り入れ、自分さえ良ければという身勝手な言動のない、適切な家庭環境をつくり、学校へ送り出すという意識が大切である。

また、子の変化を見逃さずに、必要とあれば、学校へ直ぐに連絡できる日頃からの関係づくりも必要である。子がいじめに関与した時には、その事実を謙虚に受け止め、子と共に悩み考え、行った行為に向き合い、いじめを受けた子に対してどのように対応すべきか、真剣に考える姿勢をもつことが大切である。

Ⅷ 重大事態への対応

1 重大事態の基本的な考え方

重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければならない。

重大事態に該当するが、被害児童や保護者が調査を望まない場合でも、調査方法や進め方を工夫して重大事態として取り扱う。

被害児童や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申し立てがあった時は、重大事態が発生したものとして報告・調査にあたる。

2 重大事態の定義（いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項）

以下のいずれかに該当する場合を「重大事態」と定義します。

第 1 号事態（生命心身財産重大事態）

いじめにより、児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

例：自殺企図、身体への重大な傷害（骨折、脳震盪など）、金品の重大な被害、精神疾患の発症、自傷行為など。

第 2 号事態（不登校重大事態）

いじめにより、児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

欠席日数の目安：原則として年間 30 日とするが、児童が一定期間連続して欠席している場合は、30 日に達していなくても迅速に調査に着手する必要がある。

3 稲荷第二小学校 重大事態 対応フロー図（次ページ）

稲荷第二小学校 重大事態 対応フロー図



(1) 発生報告 学校の設置者に重大事態の発生を報告（※設置者から市教育委員会等に報告）

①自殺等重大事態 →児童が自殺を企図した場合等（生命被害、身体被害、財産被害）

②不登校重大事態 →年間30日を目安とする

※児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき

いじめ防止対策委員会の実施（学校が調査主体となる場合）

(2) 実態把握 学校の下に、重大事態の調査組織を設置

・校長 ・教頭 ・教務主任 ・生徒指導主事 ・学年主任
 ・担任 ・養護教諭 ・特別支援コーディネーター
 ・医師 ・警察 ・弁護士 ・市教委 等

調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

事実確認調査・情報収集・情報提供・説明責任

※「誰がどのように動くか」の決定・確認 全職員が迅速に行動

情報の収集

情報の一本化

窓口の一本化

いじめを受けた児童及び、その保護者に対して情報を適切に提供

(3) 被害者保護

いじめを受けた児童（その保護者）

・身柄の安全確保
 ・安心して相談できる体制
 ・「絶対に守る」という信頼感

関係児童への
指導・援助

保護者・地域社会
への啓発活動

(4) 加害者対応

いじめた児童（その保護者）

・事実の確認と指導
 ・「いじめは絶対に許されない行為である。」という確認と再発防止

(5) 調査結果報告 (6) 市長への報告 調査結果を学校の設置者に報告

設置者から地方公共団体の長等に報告

(7) 解消と再発防止 調査結果を踏まえた必要な措置

各担任

各学年

児童

保護者

保護者

地域

関係機関等

いじめ解消

【継続した情報交換・援助】

事後観察・支援継続

【日常観察・SCとの連携】

学校評価

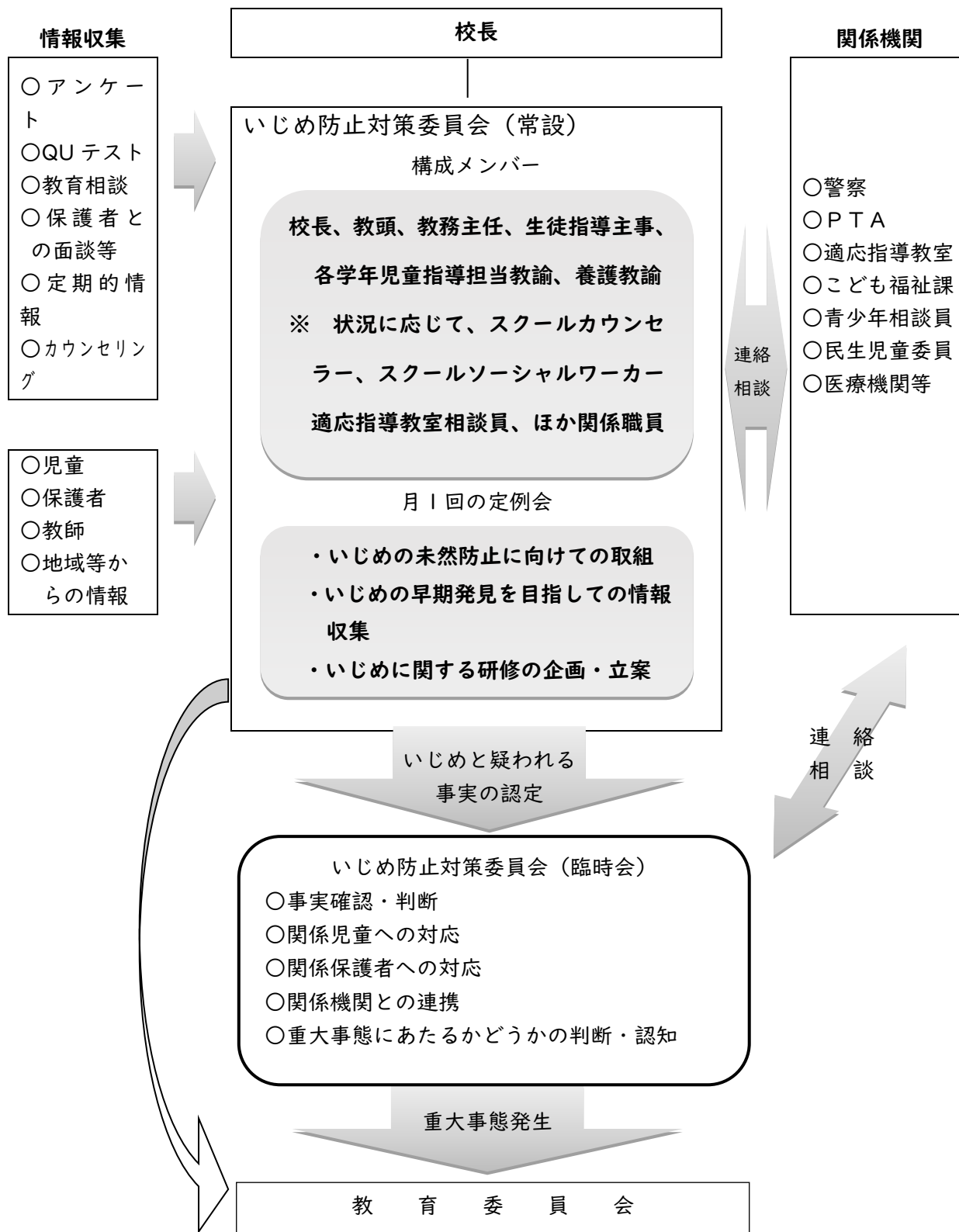
【組織の分析・改善】

学校の設置者が調査主体となる場合

学校は、設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力する。

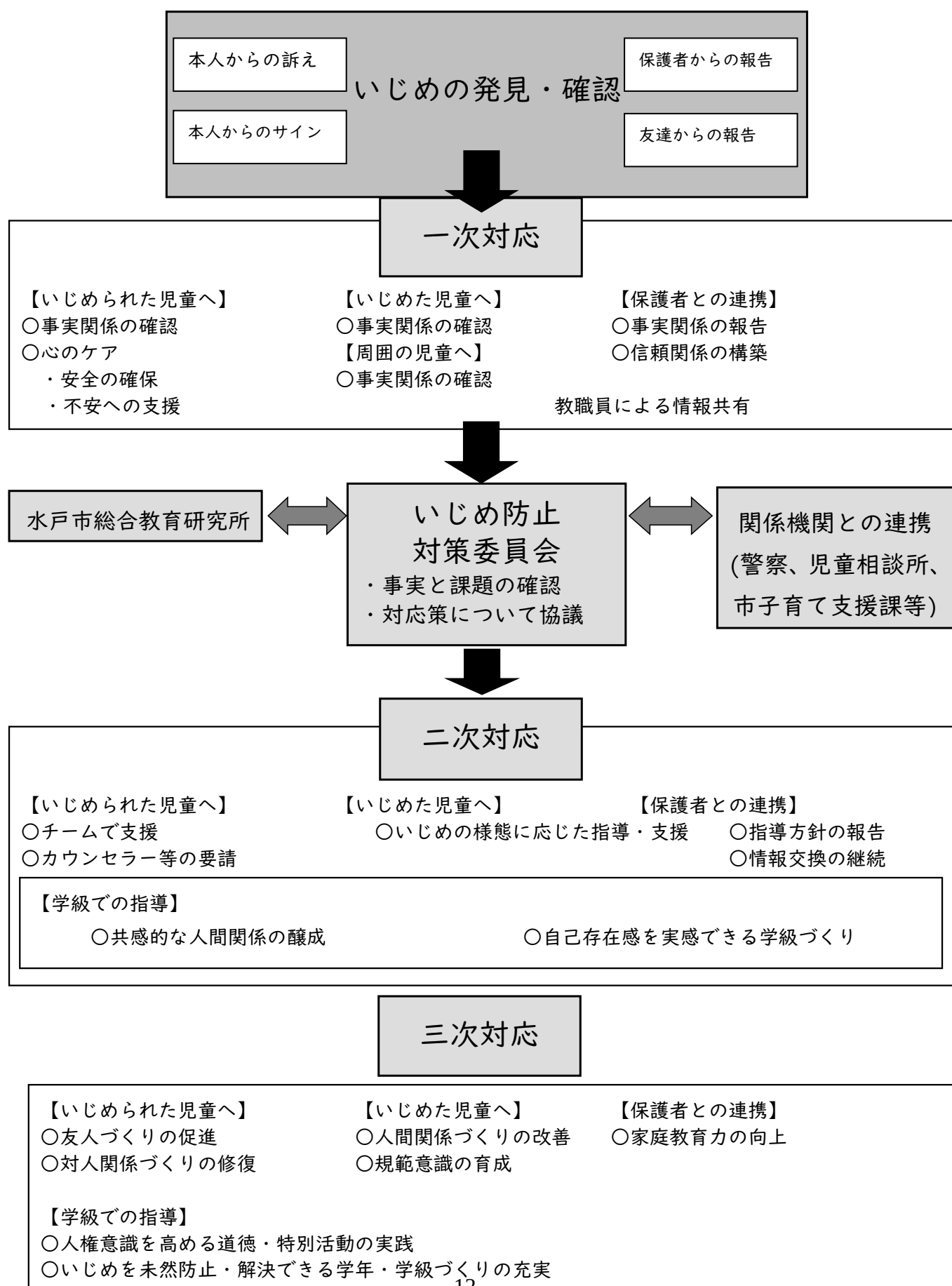
IX 資料

1 稲荷第二小学校「いじめ防止対策委員会」組織図



※なお、本委員会は、不登校対策委員会も兼ねる。

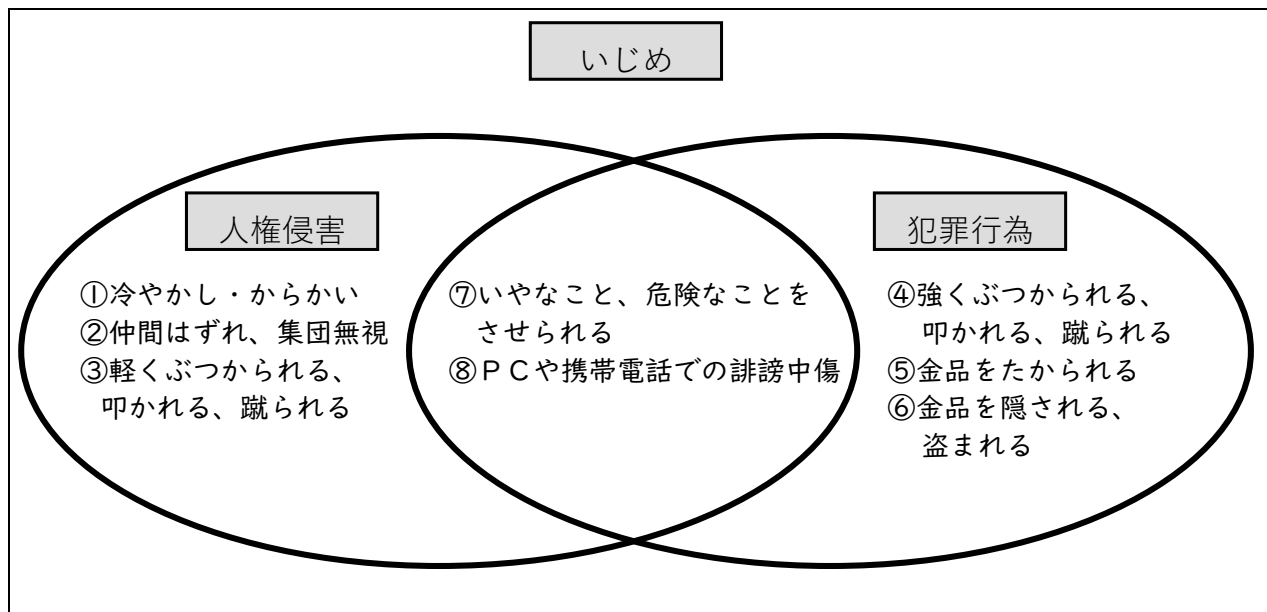
2 いじめ問題への対応の流れ（一次対応から三次対応まで）



3 いじめ問題の理解

(1) いじめの態様

- ① 冷やかしからかい、悪口や脅し、いやなことを言われる。
- ② 仲間はずれ、集団から無視される。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ 強くぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤ 金品をたかられる。
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧ パソコンやスマートフォン、タブレット等で、誹謗中傷やいやなことをされる



(2) いじめの構造

いじめは、単にいじめられる児童といじめる児童の関係だけでとらえることは難しい。いじめは「観衆」や「傍観者」などの周囲の児童の反応が大きく影響している。



4 未然防止・早期発見につながる視点（チェックリスト等）

（１）いじめ早期発見チェックリスト

チ ャ ッ ク 項 目	
日頃と違う表情（視線に注目）をしていないか。	
理由のはっきりしない遅刻や欠席はないか。	
落ち着きがない、おどおどしている等の様子はないか。	
グループをつくるときにいつも最後まで残っている児童はいないか。	
友だちからのあいさつや言葉がけが少ない児童はいないか。	
一緒に遊んでいる友達に、異常なほどの気遣いをしていないか。	
特定の児童が失敗すると、やじられたり、笑われたりしていないか。	
学級全体に無気力感が漂っていないか。	
一部のボスのな児童を中心に小集団化して、相互の対立や享樂的雰囲気はないか	

（２）児童を観る具体的な視点

A	いつも一人で登校するか、友達と登校していても表情が暗い。
B	朝早く登校したり、遅く登校したりしている。
C	自分からあいさつをしようとせず、友達からのあいさつや声かけもない。
D	教師からのあいさつの声かけに対し、はっきりとした返事が返ってこない。
E	元気がなく、顔色がすぐれない。
F	はっきりした理由もなく欠席する。
G	健康観察で元気がない返事をしたり、返事をしなかったりする。
H	健康観察で、頭痛・腹痛・体調不良をよく訴える。
I	遅刻・早退が目立ってきている。
J	発言や態度に、異常なほど周囲への気遣いが見られる。
K	次の学習の準備をしないでぼんやりしていたりそわそわしていたりしている。

（３）教師自らを振り返る視点

ア	児童の登校時刻、形態等を把握し、それに応じた温かい対応ができていないか。
イ	教師の側から「おはよう」の声かけをし、児童の心理状態を把握しているか。
ウ	朝の過ごし方を把握し称賛・励ましや児童相互の教え合いを奨励しているか。
エ	健康観察で、一人一人を視診するとともに、気になる子への声かけをしているか。
オ	朝の会で、一日の予定をきちんと説明し、目的をもった生活をしようとする意欲をもたせているか。
カ	朝の会等で欠席者を伝え、教師の温かい思いやりを学級成員（児童一人一人）に伝える工夫をしているか。
キ	児童の遅れてくる原因を追及する前に、温かく迎える雰囲気を作っているか。
ク	次の学習に対しての意欲づけをしているか。

5 いじめ防止対策推進法（概要）

第一章 総 則

- 1 「いじめ」を「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校（※）に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義すること。
※小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）
- 2 いじめの防止等のための対策の基本理念、いじめの禁止、関係者の責務等を定めること。

第二章 いじめの防止基本方針等

- 1 国、地方公共団体及び学校の各主体は「いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針」の策定を定めること。
- 2 地方公共団体は、関係機関等の連携を図るため、学校、教育委員会、児童相談所、法務局、警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができること。

第三章 基本的施策・いじめの防止等に関する措置

- 1 学校の設置者及び学校が講ずべき基本的施策として①道徳教育等の充実、②早期発見のための措置、③相談体制の整備、④インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進を定めるとともに、国及び地方公共団体が講ずべき基本的施策として⑤いじめの防止等の対策に従事する人材の確保等、⑥調査研究の推進、⑦啓発活動について定めること。
- 2 学校は、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理、福祉等の専門家その他の関係者により構成される組織を置くこと。
- 3 個別のいじめに対して学校が講ずべき措置として①いじめの事実確認、②いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援、③いじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言について定めるとともに、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときの所轄警察署との連携について定めること。
- 4 懲戒、出席停止制度の適切な運用等その他いじめの防止等に関する措置を定めること。

第五章 重大事態への対処

- 1 学校の設置者又はその設置する学校は、重大事態に対処し、及び同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行うものとする。
 - 一 いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 - 二 いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、1の調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 地方公共団体の長等に対する重大事態が発生した旨の報告、地方公共団体の長等による1の調査の再調査、再調査の結果を踏まえて措置を講ずること等について定めること。

第六章 雑 則

学校評価における留意事項及び高等専門学校における措置に関する規定を設けること。